

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年11月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第6号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証券による納入)</p> <p>第15条 局の業務に係る収入の納入義務者（以下「納入義務者」という。）は、現金によるほか、次の各号に掲げる証券であって、納入金額を超えないものをもって納入することができる。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は管理者、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下「管理者等」という。）を受取人とする小切手で、<u>京都手形交換所加盟金融機関又はこれに手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が京都手形交換所における手形交換に参加する金融機関の所在する地域であり、その呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(証券による納入)</p> <p>第15条 局の業務に係る収入の納入義務者（以下「納入義務者」という。）は、現金によるほか、次の各号に掲げる証券であって、納入金額を超えないものをもって納入することができる。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は管理者、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下「管理者等」という。）を受取人とする小切手で、その呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>第15条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の3に規定する管理者が定める区域は、全国の区域とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)